

大雪時の除雪作業にご理解を！

国土木課 ☎⑤ 6730

大雪時には、早期の通行確保を優先した除雪を行います

大雪時には除雪が行きわたるまでに時間がかかり、緊急車両の通行などにも課題があります。

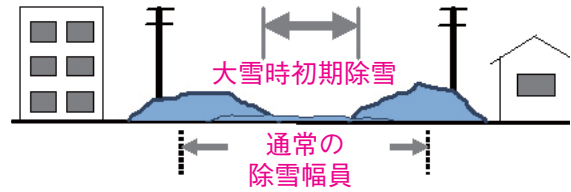
そこで、早期の通行確保のため、大雪時に限って右記の作業順序で行います。

初期には最低限の幅員を確保する除雪を行います。また、沿線に住家や施設などが無く、かつ迂回路がある一定の路線を「一時閉鎖路線」として設定し、後期に除雪を行います。

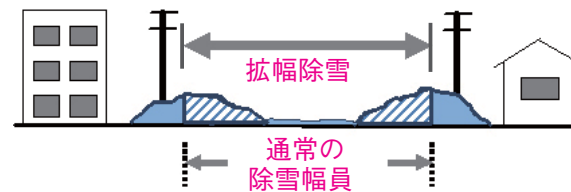
ご理解とご協力をお願いします。

※右記の一連の作業を2～3日以内で完了させるように努めます。

- 1 緊急車両が通行できる最低限の幅員を早急に確保し、すれ違いができるよう退避所を設けます。



- 2 その後、順次走行車線の幅を広げるなど、交通の支障とならない状態を確保します。



- 3 一時閉鎖路線・歩道を除雪します。
❖ 「一時閉鎖路線」には看板を設置します。

◆ 年末年始の業務案内 ◆

主な施設の休日

施設名	休日	問い合わせ先
市役所	12月29日(火)～1月3日(日)	人事課 ☎③5111
中央病院		医事課 ☎③5121
市民図書館	12月29日(火)～1月4日(月)	☎③7808
市民の家	12月31日(木)・1月1日(金)	☎④2007
市民文化センター	12月28日(月)～1月4日(月)	☎②5200
市総合体育センター		☎⑤5555
ごみ処理施設への直接搬入	12月29日(火)～1月2日(土)	十和田地域広域事務組合 ☎③ 2654

■市役所 死亡、婚姻などの届け出は、宿直室で受け付けします。

■中央病院 急患は従来どおり救急室で診察します。

■家庭ごみの収集日程

燃えるごみの収集は次のとおりです。
収集日以外のごみを出さないください。

▶月・木の収集地区は、12月28日まで収集
(新年は1月4日から収集開始)

▶火・金の収集地区は、12月29日まで収集
(新年は1月5日から収集開始)

※1月の収集日にご注意ください

1月1日は収集が休みとなるため、「燃えないごみ」「資源ごみ」の収集日程が変わります。「平成27年度家庭ごみ収集日程表」でご確認ください。

☎まちづくり支援課 ☎⑤6726

●土地・家屋の申告

☎税務課土地係 ☎⑤ 6768・家屋係 ☎⑤ 6769

平成27年中に土地・家屋の状況に変更があったかたは税務課へ申告が必要です。

■土地の申告

▶地目変更の申告

対象 土地の用途を変更したかた

※登記したかたは不要です。

申告期限 平成27年12月28日(月)

■家屋の申告

▶新築住宅の固定資産税減額の申告

対象 住宅(貸家含む)を建てたかた

申告期限 平成28年2月1日(月)

▶建築・増築・減失の申告

対象 建物を建てた(増築含む)、または取り壊したかた
※登記したかたは不要です。

申告期限 平成27年12月28日(月)

▶家屋用途変更の申告

対象 家屋の用途を変更したかた

申告期限 平成27年12月28日(月)